

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成28年1月4日
【会社名】	株式会社梅の花
【英訳名】	UMENOHANA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 梅野 重俊
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役管理本部長兼経理部長 上村 正幸
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役管理本部長兼経理部長 上村 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年12月25日開催の当社第36回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年12月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円 総額36,887,960円

第2号議案 定款の一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化ならびにコーポレート・ガバナンスの向上を図り透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するために、監査等委員会設置会社に移行することとしたものであります。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

改正会社法により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

改正会社法により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる規定を新設等するものであります。

その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。

なお、損害賠償責任を限定する契約にかかる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

梅野重俊、本多裕二、梅野久美恵、西浜英彦、上村正幸、村山芳勝、鬼塚崇裕を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

山本 治、森 忠嗣、荒木 勝、藤本宏文を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	12,350	147	-	(注)1	可決 98.82
第2号議案 定款の一部変更の件	12,377	116	-	(注)2	可決 99.04
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件				(注)3	
梅野 重俊	12,296	201	-		可決 98.39
本多 裕二	12,378	119	-		可決 99.05
梅野 久美恵	12,364	133	-		可決 98.94
西浜 英彦	12,352	145	-		可決 98.84
上村 正幸	12,381	116	-		可決 99.07
村山 芳勝	12,379	118	-		可決 99.06
鬼塚 崇裕	12,341	156	-		可決 98.75
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件				(注)3	
山本 治	12,360	137	-		可決 98.90
森 忠嗣	12,279	218	-		可決 98.26
荒木 勝	12,356	141	-		可決 98.87
藤本 宏文	12,268	229	-		可決 98.17
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	12,264	233	-	(注)1	可決 98.14
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	12,280	217	-	(注)1	可決 98.26

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成率は、出席株主の議決権の数に対し、賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上